

男女がともに活躍できる社会へ



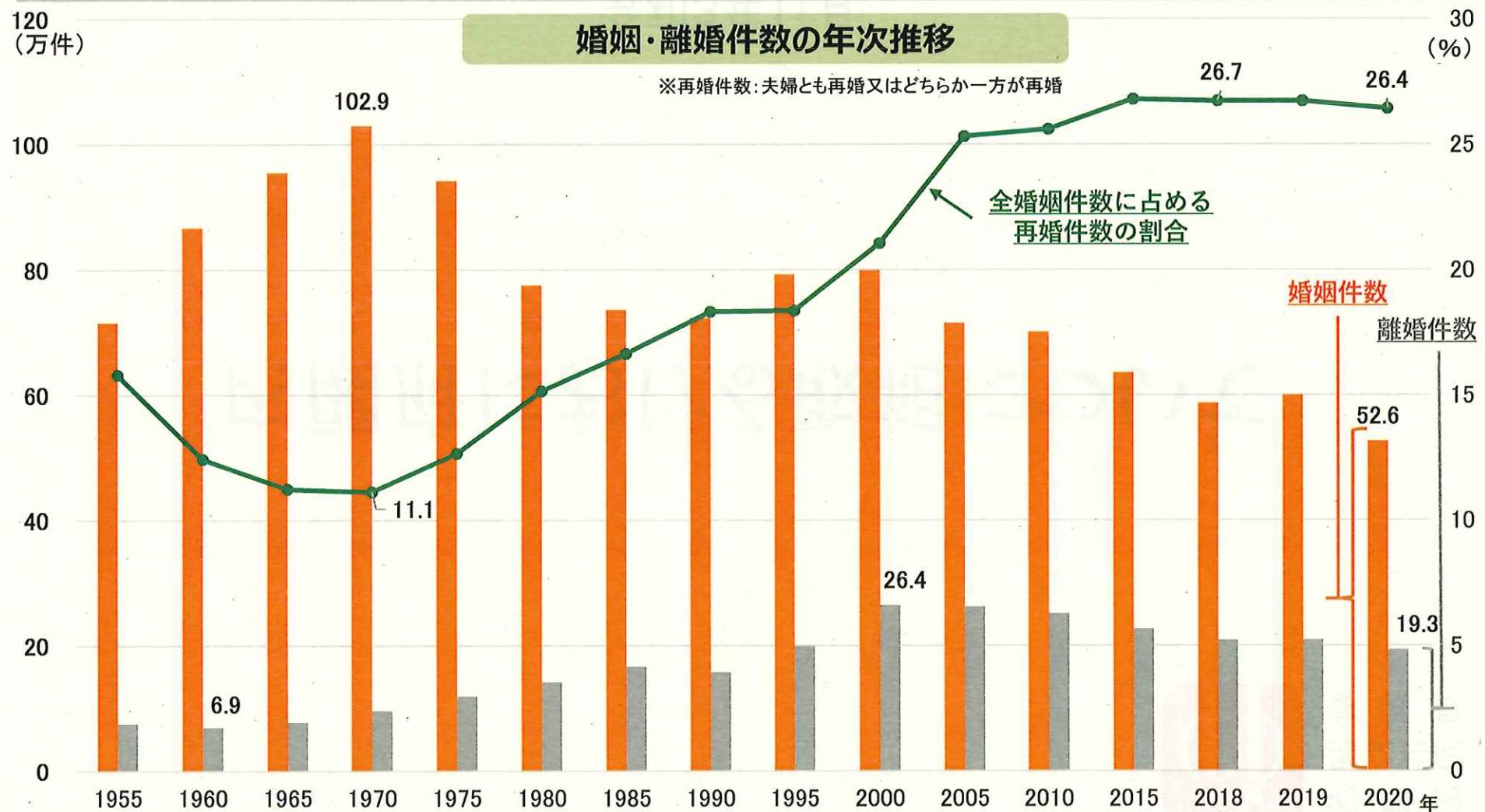
内閣府
男女共同
参画局

内閣府における取組について

令和3年11月
内閣府男女共同参画局

婚姻・離婚の動向①

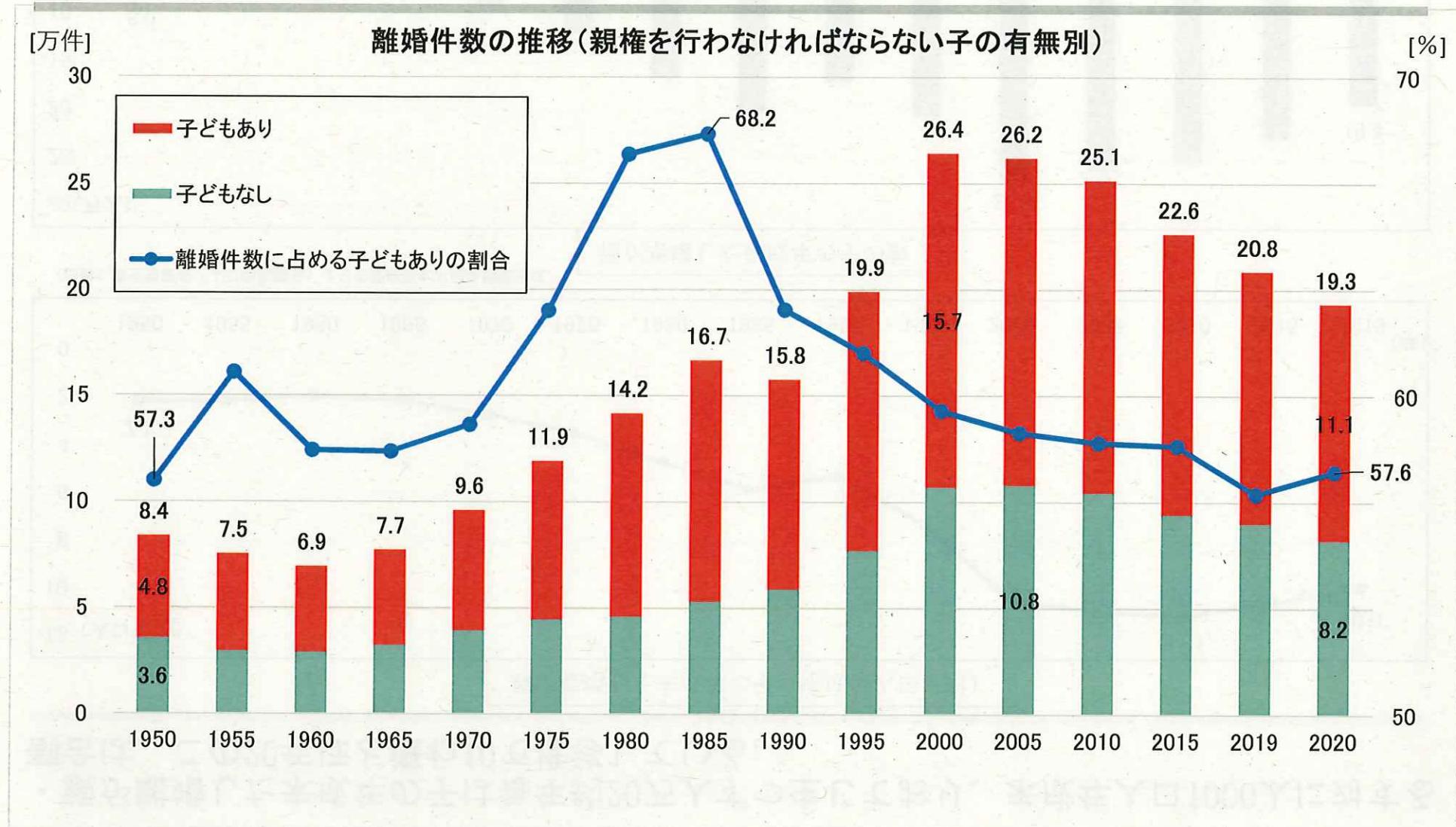
- ・離婚件数は、1960年代と比較して大幅に増加。
- ・全婚姻件数に占める再婚件数の割合は、1970年代以降、上昇傾向。
近年は、婚姻の約4件に1件が再婚となっている。



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。

婚姻・離婚の動向②

- 近年は減少傾向にあるものの、未成年の子どもがいる離婚件数は、2020年は約11万1千件で、全体の約6割となっている。

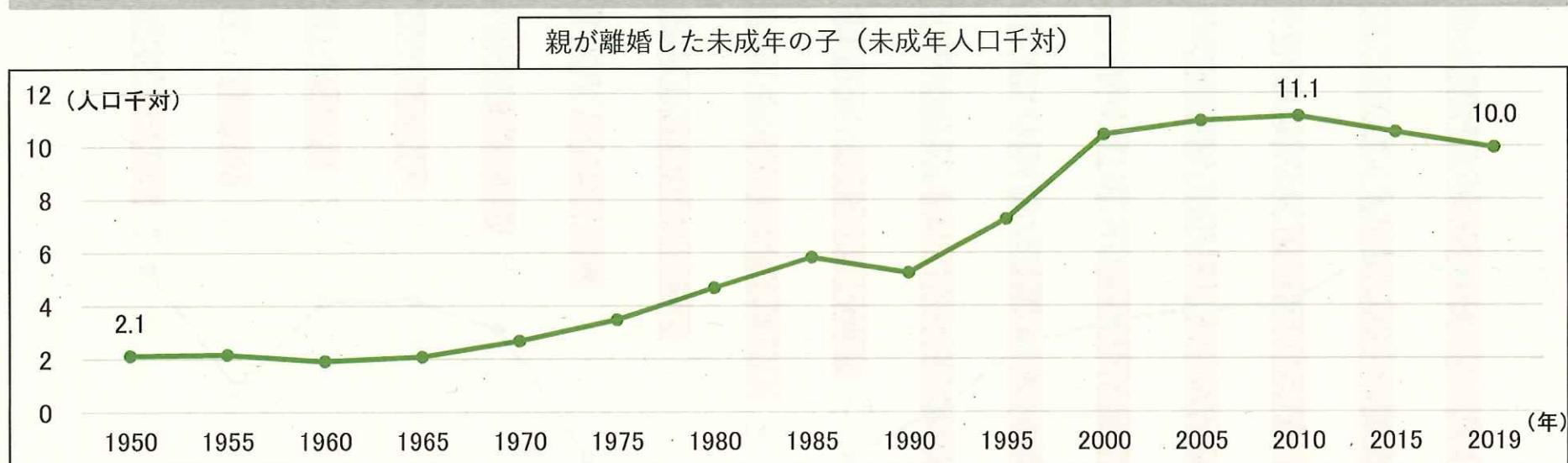


(出典) 厚生労働省「人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。

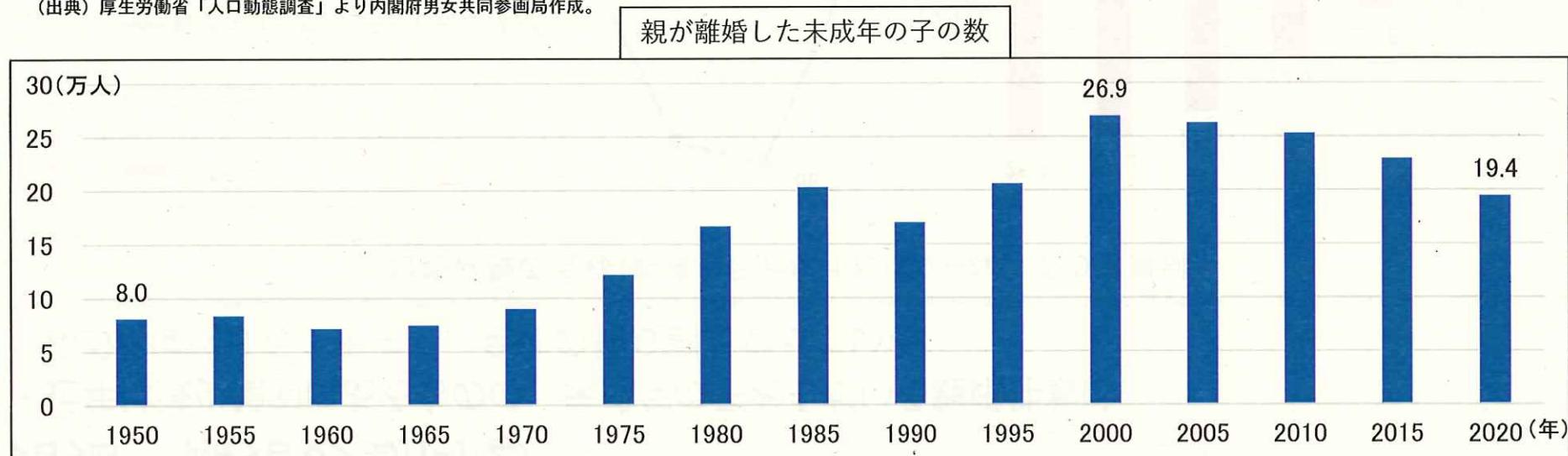
(備考) 1970年以前は沖縄県を含まない。親権を行わなければならない子とは、20歳未満の未婚の子をいう。

婚姻・離婚の動向③

・親が離婚した未成年の子は毎年約20万人ずつ生じており、未成人人口1000人に対する割合は、この20年ほど概ね10で推移している。



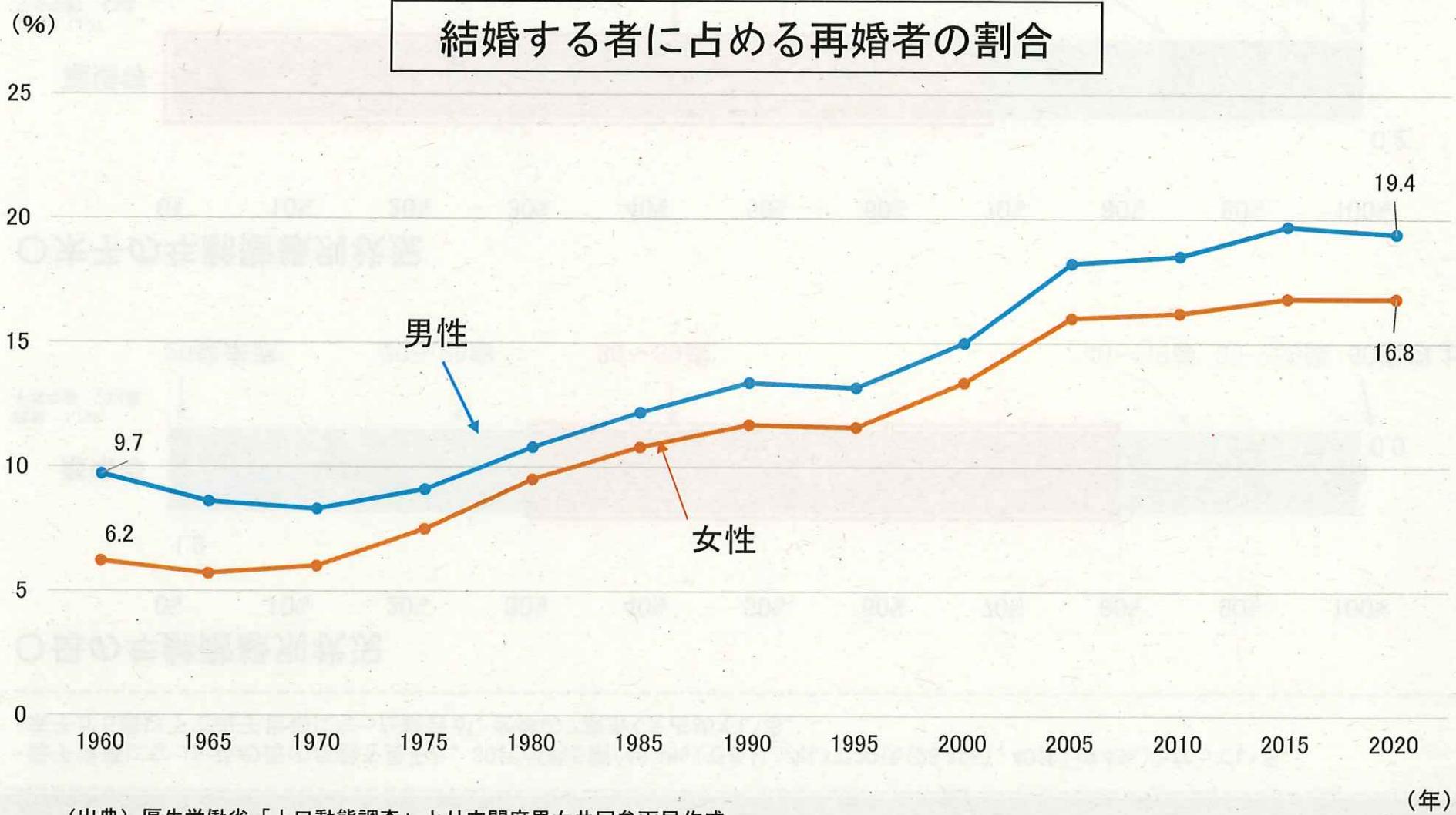
(出典) 厚生労働省「人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。

婚姻・離婚の動向④

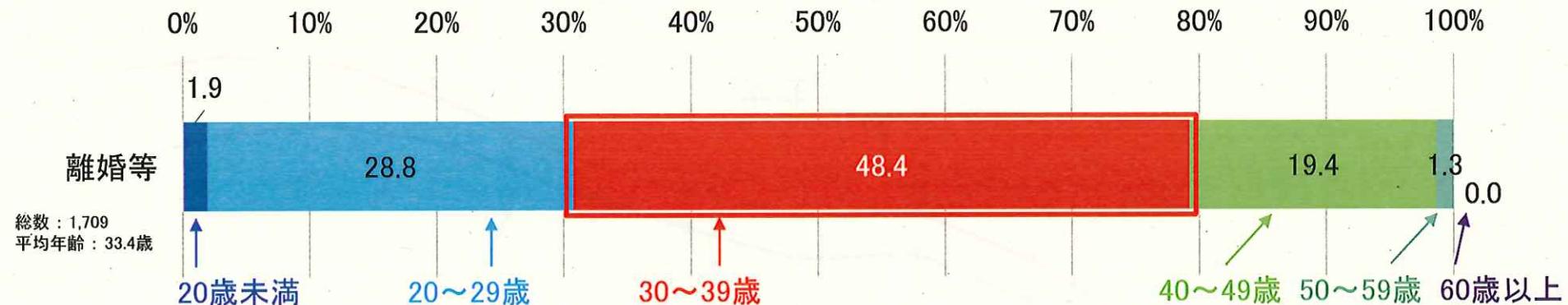
- ・結婚する者に占める再婚者の割合は、男性、女性ともに増加傾向。
- ・再婚者の割合は、男性の方が一貫して高い。



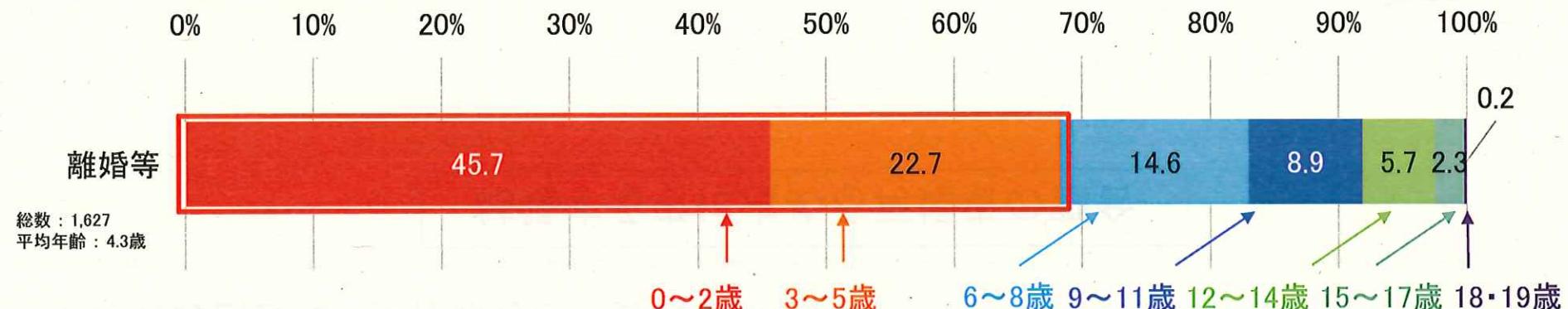
離婚等で母子世帯になった時の母及び末子の年齢

- ・母子世帯になった時の母の年齢を見ると、30代が約5割(48.4%)であり、次いで20代(28.8%)、40代(19.4%)となっている。
- ・末子が5歳以下で母子世帯になった割合が、全体の7割近くを占めている。

○母の年齢階級別状況



○末子の年齢階級別状況



- (備考)
1. 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 母子世帯は、父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。
父子世帯は、母のいない児童がその父によって養育されている世帯。
 3. 「離婚等」は、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」において「生別」と定義されているもので、離婚、未婚の母、遺棄、行方不明、その他の合計。
 4. 母の年齢階級別の割合は、母子世帯になった時の母親の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。
 5. 末子の年齢階級別の割合は、母子世帯になった時の末子の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。

女性に対する暴力の根絶に向けた内閣府の取組

女性に対する暴力 とは

重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題

配偶者からの暴力(DV) ストーカー行為 性犯罪・性暴力 売買春 人身取引 セクシュアル・ハラスメント など

当面の課題等

■ 新型コロナウイルス感染症対策に係るDVへの対応

○相談体制の拡充(「DV相談+（プラス）」の開始)

■ 配偶者等からの暴力への対策の推進、DV防止法改正等を踏まえた対策の推進

○DV対応と児童虐待対応との連携強化

○民間シェルター等の先進的取組の促進(パイロット事業)

○加害者更生プログラムを含む包括的な被害者支援体制の構築

■ 性犯罪・性暴力への対策の推進、若年層を対象とした性的な暴力の根絶

○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日決定)に基づく取組の推進

○ワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上

○「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題」への対応

■ セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進

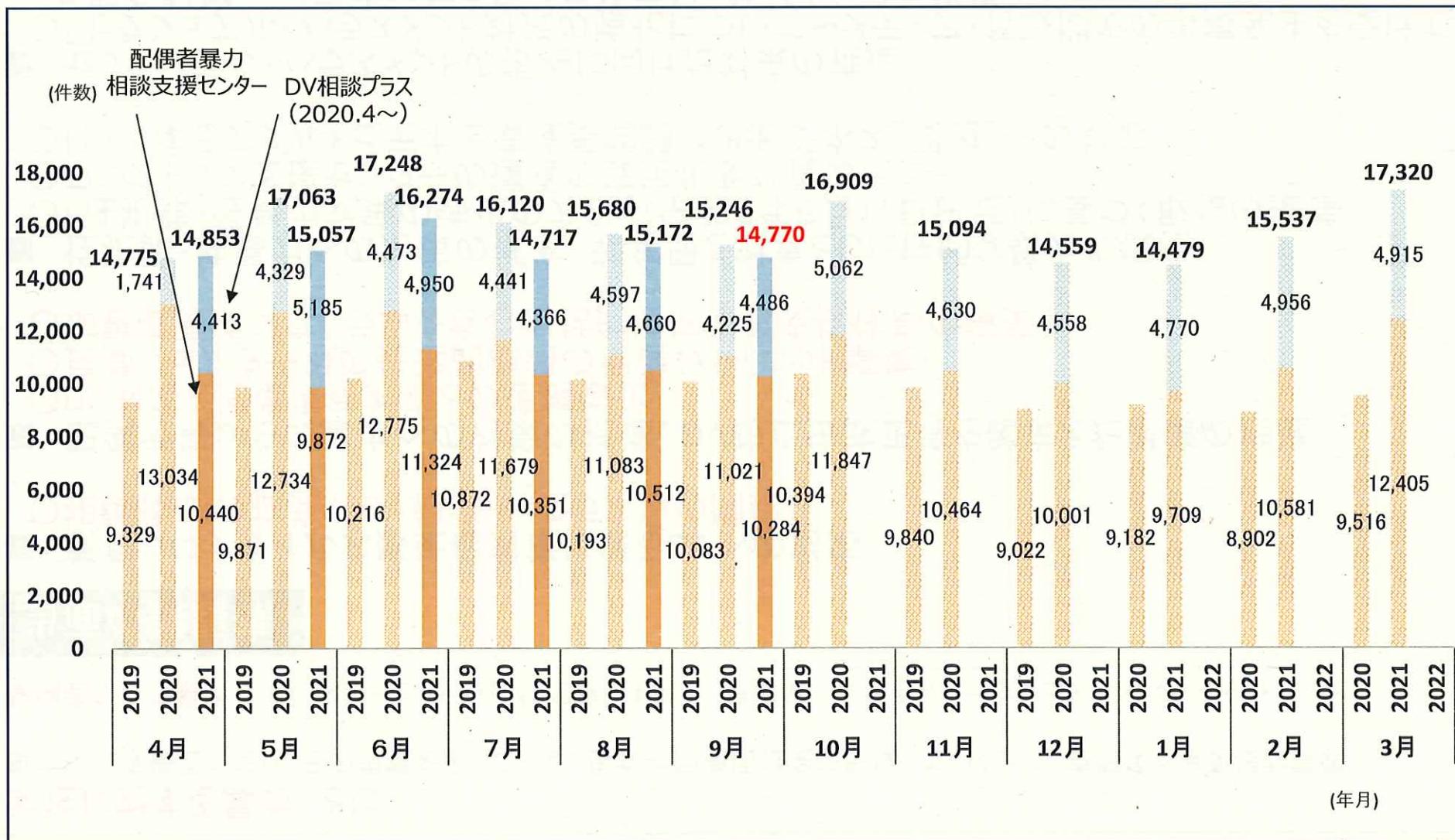
○「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」(平成30年6月12日決定)に基づく取組の推進

■ 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

○「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～11月25日)の推進 等

DV相談件数の推移

- ✓ DV相談件数の推移を見ると、2020年度の相談件数は、19万0,030件であり、2019年度の約1.6倍。
- ✓ 2021年9月の相談件数は、1万4,770件となっている。



(出典)内閣府男女共同参画局調べ
※全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、令和3年9月30日時点の暫定値